后川朱公報

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日)

号

外

(第 27 号)

目 次

条 例

○石川県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 1

規則

○石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(税 務 課)

条 例

令和五年三月三十一日石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

 业

石川県条例第十九号

石川県脱条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

(」に、「及び法第七十二条の二十九第二項」を「並びに法第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。項(法第七十二条の二十八第二項及び法第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。) 若しくは第五項第二十八条第二項中「第七十二条の二十五第三項若しくは第五項(これらの規定を」を「第七十二条の二十五第三

ルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項」に致める。中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネ中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百四十七条第一号イ」を「第百五十一条第一号イ」に改め、同条第五号第百三十二条第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エ

附則第五条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項を同条第三項とする。第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第十三条において同じ。)」を加え、「令和五年三月を削り、同条第五項中「第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を、「掲げる軽油自動車」の下に「(法第百四十九条附則第十二条の八第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項

附則第十二条の十第二項を削る。

という。)」に改め、同項第三号中「プラグインハイブリッド車」の下に「(法第百四十九条第一項第三号に規定する **充電機能付電力併用自動車をいう。)」を加え、同頃第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「法第百四十九** 条第一項第四号イ门门に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(炊項第一号において「平成三十年ガソリン軽中 量車基準」という。)」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第一項第四号イ印间に規定する平成十七年 ガソリン経中量車基準 (炊頃第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「法第百四十九条 第一項第四号イ②」を「同条第一項第四号イ②」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ③に規定す る今和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」とい ら。)」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「法第百四十九条第一項第五号イ川川に規定す る平成三十年石油ガス軽中量車基準 (次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)」に、「平 成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第五号イ门心に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第 二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」 を「法第百四十九条第一項第六号イ①に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽 油軽中量車基準」という。)」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第六号イ川に規定する平成二十 →年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」に改め、同項に次の表を 加える。

	七十年百日	114年
	八千五百円	11十4年日
	九千五百円	11十月四日
	一万三千八百円	三十五百日
	一万五千七百円	国十日
	一万七千九百円	四十五百日
	11万坻石田	H 十 H 田 田 田 田
	二万三千六百円	长 中田
	ニアナチニ百円	カ十田
	四万十万日	一万五百円
第一 国第一中口	11万油千円	大千五百円
	三万五百円	<⊕田
	三万大千円	九千円
	四万三千五百円	1万十円
	HKE	万二十五百円
	H 万 十 斤 日	一万四十五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万五千五百円	一万九千円
	< 万七千円	11尺114円
	+1 KE	ニ万七千五百円
第一項第二号イ	六十五百円	114年
	九千円	11十月四日
	1万114日	川十田
	一万五千円	国十日
	一万八千五百円	H H H E
	11万11十日	H 十 H 田 田 田
	二万五千五百円	大千五百円
	ニ万九千五百円	力十用田田
	四十十石田	十11年日
新	八 千 円	114年
	一万千五百円	川十田
	一万大千円	日十日

号

	二万五百円	五 十 五 日 日 日 日
	二万五千五百円	大千五百円
	川戸田	七千五百日
	三万五十日	九千円
	四万五百円	一万五百円
	大牛川百円	十六百円
第一項第二号へ①及び第五号口①	七十年日日	114年
	1 万 五 十 石 田	四十日
第一項第二号へ②及び第五号ロ②	1 円11 恒田	111111日日
	11万六百円	五十五百円
第一項第三号人心	1月11十日	111111日日
	一万四十五百円	国十日
	1 万七十闰 田田	四十五百円
	11KE	HHE
	11万11千五百円	大千円
	1 万五千五百円	大千五百円
	11万九千円	力十H加田
第一項第三号イツ	1 万大千五百円	カル田
	111月11十日	<⊕円
	三元八十円	九千五百円
	四万四十日	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	H 下 玉 下 田 下 田 下 田 下 田 下 田 下 田 下 田 下 田 下 田	1 1211141
	H 下 日 日 日 日	一万四十五石田
	长万四十日	1 K K H E
無一項第三字口		八千五百円
NACT A MANUFACTURE	图形卡巴	1 万 祖 恒 臣
	四万九千円	1 万 1 十 五 百 日
	H 日 日 日 日	一万四十五百円
	长万油午 五百円	一万六十五百円
	七万四十日	一万八千五百円
	<u> </u>	11248
第一項第四号	四十月四日	十 相恒田
	长十日	十 相 田 田
第一項第五号イ	1 万七十六 石田	四十月石田
	11万三千六百円	大千田
第一項第五号二	1 RE	H十日
	11万四千四百日	大千五百円
	二万八千八百円	カチ油加田
	三万四千八百円	九千円
	型が円 できた できます こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	四万五千六百円	一万十五百円
	H 万 1 千 四 百 日	
	大	
	六万九千六百円	1 万七十 五 百 日
	八万八千円	11K11HE
第一項第五号共口	九千円	11 年 相 恒 臣
N=1	一万八千五百円	

外

第一項第五号代②	一万千五百円	11111年111
	二万五十五百円	大千玉百円
第二 原	三千七百円	₩田
	四十七百円	十11年日
	大千三百円	十 大 百 円
無二風無二 中	H十11/m円	十川田田
	大千三百円	十 大百円
	<⊹円	114年
無川団	万二千円	1111十日
	一万四千五百円	四十日
	一万七千五百円	四十五百円
	11KE	H H H E
	二万二千五百円	大千円
	二万五千五百円	大千五百円
	ニ万九千円	七十五百円

附則第十三条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「第百四十四条の五第一項」を「第百四十四条の五第一項第 一号イ及び第四号イ」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初 回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和 七年三月三十一日」に、「今和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項」 を「炊」に、「同条」を「同項」に致め、同頃に炊の表を加える。

	七十五百円	四十日
	八千五百円	四十五百円
	九千五百円	HHE
	一方三千八百円	4千円
	一万五千七百円	八 千円
	一万七千九百円	九千円
	11万油百円	一万五百円
	二万三千六百円	1万11千円
	ニア七十二百円	一万四千円
	四万七百円	1 万玉百円
第 四 中 イ	四十五百円	11千五百円

附則第十三条第七項を同条第四項とし、同条第八項中「第三項から前項まで」を「第三項又は前項」に、「附則第 十三条第三項から第七項まで」を「附則第十三条第三項及び第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十四条第一項中「前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等」を「前日までに初回新規登録を受けた

自家用の乗用車及びキャンピング車(以下この条において「自家用乗用車等」という。)」に改める。

圣 三

(搖行財日)

1 この条例は、今和五年四月一日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の石川県税条例(次項において「新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関 する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、
- 同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 业

石川県規則第二十二号

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川県税条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を削る。

第十六条の三中「第十六条第一項」を「第十六条」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第一号中「方法」 の下に「(第十三条第四号に規定する納付書文は納入書であつて個々の納付又は納入を識別するために知事が割り 当てた符号が記載されているものに現金を添えて納付し、又は納入する方法及び前号に掲げる方法を除く。)」を加 え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

| 法第七百四十七条の七の規定により法第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者に納付又は 納入を委託する方法

第十七条第四項中「第十六条第二項及び」を削る。

附則第五項を削る。

附則第六項中「附則第十一条の四第五項及び第七項」を「附則第十一条の四第三項及び第五項」に、「第七十三 条の二十五第二項」を「第七十三条の二十五第一項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項と し、附則第八項を附則第七項とする。

別記第三号様式を次のように改める。

別記第3号様式 削除

三記紙回中蒸れ中「(財削第6項関係)」や「(財削第2項関係)」に対める。

土 地 更 正 家 屋 前 税額 更 | 土 地 正 家 屋 後 税額 共同取得者

第五号様式(その十)中

fal.
外

更	土	地			
X.					
正	家	屋			
後					
	税	額			
更	土	地			に改める。
正	家	屋			
前	T)/	Her:			
	税	額			
差引	引不足	己額			
共同	引取往	导者			

第八号様式(その二の二)を次のように改める。

報

号

(S) (3) (納税者保管/収入印紙不要) 左記のとおり領収しました。 領収目付印 納付番号 オーロ暴無財 嶽 延滞金 自 期間至 期限 延長納期限 指定納期限 納付納入予定日 徵収猶予期限 CD 袭 額 (田) 石川県 領収証書 税目 徵収金区分 申告決定区分 納税者控 調定年度 摘要 (§) (3) 領収日付印 納付(納入)書兼 ə βK (4) 统布名 題 稅 稅 稅 俎 包 超 仓 中 卷 卷 包 計 卷 卷 包 計 課税事務所 拉込加入者名 年度期別 登録番号 申告決定区分 石川県 (S) (3) 領収日付印 課 事務所 権政 この様式は、必要に応じ、所要の補正をすることができる。 盤 E E 举 中 定 区 分 海海岛 上記のとおり領収しましたので通知します。 石川県総務部税務票出納員 様 参考 この様式は、必要に応じ、月 第8号様式 (その2の2) 領収済通知書 田舎 號 035 石川県様式ID 石川県 延滞金 ∢□ 加者 収開入名 機爭 定度 度別 **能裁者氏名** ○>S収納用

第三十二号の二様式を次のように改める。 第三十二号の二様式 法人県民税 法 人 事 業 税 申告期限延長処分等(承認等)通知書 特別法人事業税

年 月 日

知 事様

石川県 事務所長 印

次のとおり通知します。 法 人 名 法 人 番 号 主たる事務所等 所 在 地 第53条第61項 第72条の25第2項 第72条の25第3項 第72条の25第4項 の規定により 地方税法 第72条の25第5項 第72条の25第6項 第72条の25第7項 適用条文、申告 第72条の25第16項 期限及び処分等 の区分 年 月 日から 月間延長・変更 の事業年度分から 年 月 日まで 取りやめ、取消し 年 月 日から の事業年度分 年 月 日指定 年 月 日まで

摘 要

令和 5 年 3 月 31 日(金曜日	石	Л] !	県 公	報	号	外 9
Γ	主たる事務所等 所 在 地					
	資本金の額又は 出資金の額					
第三十二号の三様式中	資本金等の額					
	申告期限及び		月日か	の事業年度分か	月間延長	
	処分等の区分	年	月日ま	T.	・取りやめ・	取消し
	摘 要					
-						
主たる事務所等 所 在 地						
申告期限及び 年 処分等の区分 年		の事業年度	を分から .	月間延長・変更 取りやめ・取消し		
摘要	д цкс			取りでの・取信し	「おおめる。	
第六十八号の三様式(そ	61) I				-	
音声機能障害(頸部に気 るものに限る。〈咽頭摘		-	4-3			7 *A
音声機能障害(頸部に気		-		4-3		に改める。

第六十九号の囚様式(その一)(表)中「〉 錻乞守」を「〉

までの領収印」とおるゆ。

(石川県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 石川県税条例施行規則の一部を改正する規則(令和四年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正す

附則第五項及び第六項の改正規定を削る。

るものに限る。〈咽頭摘出等〉)

宝 宝

(烟行期日)

- ここの規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。 (凝過推圖)
- 2 第一条の規定による改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調 整をして使用することができる。